

総務省 規制の事前評価書

(2. 5GHz 帯広帯域移動無線アクセスシステムに係る契約数の把握)

所管部局課室名：総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課

電話：03-5253-5854

評価年月 平成20年 2月 1日

1 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の改正の必要性（現状及び問題点）

我が国では、光ファイバ等大容量かつ高速なデータ伝送が可能なブロードバンドサービスの普及が進展している。2.5GHz 帯の周波数を使用する広帯域移動無線アクセスシステム（以下「BWA」という。）は、これまでの第3世代携帯電話を上回る高速の無線アクセスシステムとして、国民の利便性の向上の観点から期待されており、また、既存の固定系・移動系のアクセスサービスと同様、我が国のブロードバンド市場において重要な位置を占めることが予想されている。

このような背景の下、昨年12月、総務大臣は、電波法第27条の13に基づき、2.5GHz 帯の周波数を使用する特定基地局の開設計画を認定した。認定に際しては、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与に関する観点から他の電気通信事業者の参入促進を求めており、BWAを用いた電気通信サービスの市場は、認定事業者のみならず、当該事業者の無線設備を利用してサービスを提供する事業者の参入により、より活発な競争市場となることが予想されている。

電気通信サービスの市場は、技術革新が早く、短期間に競争環境が大きく変わる可能性があり、規制制度を適正なものとしていくためには市場動向の的確な把握が必要である。BWAを用いた電気通信サービス市場においても、公正な競争を確保するため、当該サービスに係る市場動向を的確に把握し、国の政策展開に反映していく必要がある。

また、BWAを用いた電気通信サービスは、移動通信のみならず、条件不利地域における固定施設間の通信を実現するものとして、地域的なデジタル・ディバイド解消にも期待されている。早期に全国レベルでのブロードバンド環境整備を促進していくにあたっては、地域ごとの契約状況を把握しその有効性の検証が必要となっている。

(2) 規制の改正の目的及び内容

BWAを用いた電気通信サービスの市場動向を把握するため、次の規制を設けることとする。

○ BWAを用いた電気通信サービスに係る契約数の報告義務（電気通信事業報告規則第2条）

BWAを用いて電気通信サービスを提供する事業者（基地局を設置してサービスを提供する者）は、四半期ごと、都道府県別に当該サービスに係る契約数を総務大臣に報告する。

なお、BWAを用いて電気通信サービスを提供する事業者が総務大臣へ報告するに当たっては、他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務により又は接続によりサービスを提供している場合には、当該電気通信事業者に係る契約数を自らの契約数に含めて報告する。

2 規制の費用

(1) 遵守費用

新電気通信事業報告規則第2条第1項の規定を遵守する費用として、次のようなコストが発生する。

① BWAを用いた電気通信サービスに係る契約数の集計コスト

四半期ごと、自らの契約数を集計するコストのほか、他の電気通信事業者に対し卸電気通信役務により又は接続によりサービスを提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を集計する事務的負担が発生するが、新たな金銭的負担は発生しない。

② BWAを用いた電気通信サービスに係る契約数の報告コスト

四半期ごと、2(1)①で集計した契約数を総務大臣に報告する事務的負担が発生するが、新たな金銭的負担は発生しない。

(2) 行政費用

① BWAを用いた電気通信サービスに係る契約数の報告の受理コスト

四半期ごと、事業者から契約数の報告を受理する事務的負担が発生するが、新たな金銭的負担は発生しない。

② BWAを用いた電気通信サービスに係る契約数の集計・公表コスト

四半期ごと、事業者から報告のあった契約数を集計の上、公表する事務的負担が発生するが、新たな金銭的負担は発生しない。

3 規制の便益

(1) 我が国のブロードバンド市場の把握

BWAを用いた電気通信サービスの市場動向を国が定期的に把握することにより、現行制度の在り方について検討すること及び政策立案が可能となる。

(2) BWAを用いた電気通信サービスの競争環境の整備

BWAを用いた電気通信サービスについては、認定事業者のみならず当該事業者の無線設備を利用してサービスを提供する事業者の参入を促進する政策をとっており、今後、活発な競争市場となることが想定されている。このような市場の下、総務省は各事業者からBWAを用いた電気通信サービスの契約数の報告を受け、その契約数の集計結果を公表することができ、公表データは企業の事業戦略にも有効に活用することができる。

4 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

電気通信事業者からBWAに係る契約数の報告を求めない場合、BWAを用いた電気通信サービスの市場動向が把握できなくなるため、その結果市場環境にあった政策展開を行うことが困難となると考えられる。

電気通信事業者に対し契約数の報告を義務づけることは、事業者には契約数の集計・報告に係る事務的負担が、行政には契約数の受理・集計・公表に係る事務的負担が発生することにはなるが、新たに金銭負担を発生させるものではなく、契約数の報告を受けないことによる行政の政策立案のための市場動向の把握及び企業の事業戦略への活用のための市場動向の把握が困難な事態となることに比して合理

的な範囲の負担と考えられることから、適切なものとする。

5 有識者の見解その他関連事項

モバイルビジネス研究会（座長：齊藤忠夫 東京大学名誉教授）において、モバイルビジネスの活性化に向けて多様な施策を総合的に展開していくことが必要とあり、また、多様な事業者による新規参入を促進する観点からもその市場動向をモニタリングすることが必要とされている。

また、IP化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会（座長：齊藤忠夫 東京大学名誉教授）において、構成員から、データ収集は競争評価のプロセス全般にわたって重要な問題であることが指摘されている。

本評価書の作成に当たっては、当該研究会で出された報告書等の内容を参考にしている。

6 レビューを行う時期又は条件

BWAを使用した電気通信サービスは、平成 20 年夏以降に開始される予定であるが、サービスの内容等は、サービス開始後も、競争環境の変化に応じて常に変化していくものであるため、必要に応じて適宜改正を行うこととする。